様式第３（施行規則第14条関係）

指定の取消しの申出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　　所
法　人　名
法人番号
代表者の氏名

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」という。）第11条第１項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

１　デジタルプラットフォームの名称

２　デジタルプラットフォーム提供者及びその代表者の氏名※２

３　デジタルプラットフォーム提供者の主たる事業所の所在地※２

４　該当する事業の区分
　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第４条第１項の事業の区分及び規模を定める政令第１項の表第　　号

５　申し出を行う理由※３
　【　１　】特定デジタルプラットフォームの提供を行わなくなったとき。
　【　２　】特定デジタルプラットフォームの事業の規模が法第４条第１項の政令で定める規模を下回った場合において、再び当該規模以上となることがないと明らかに認められるとき。

＝＝＝＝＝＝
（記載上の注意）
１．■印の欄は、記載しないこと。
２．デジタルプラットフォームを共同して提供する場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。
３．該当する番号に丸を付すこと。

様式第４（施行規則第15条関係）

表

第　　号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第12条第４項の規定による
立　入　検　査　証

写真（押出スタンプ割印）

官職及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付
発行者　　印

裏

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律抜粋

（報告及び検査）

第12条　経済産業大臣は、第４条第１項の規定による指定及び前条第２項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者に対し、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、第６条第１項及び第４項、第８条第１項並びに第10条第３項の規定の施行に必要な限度において、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、その取引に関し報告をさせ、又はその職員に、特定デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　経済産業大臣は、第６条第１項及び第４項、第８条第１項並びに第10条第３項の規定の施行に必要な限度において、商品等提供利用者に対し、その取引に関し報告をさせることができる。

４　第１項及び第２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

５　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第12条第１項から第３項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項若しくは第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。